

# 長崎県に消耗戦を強いられる 石木ダム予定地13世帯の今

石木ダムの予備調査が開始されたのは1972年。以来「ここで暮らし続けたい」と願う住民たちは闘つしかなかつた。行政のやり口はエスカレートして品性を疑つものばかり。その攻防を追つた。

## まさのあつこ

3月上旬早朝の寒空で始まつた

「座り込み」の取材は、筆者にとつては1年半ぶりだつた。長崎県川棚町・川原住民は七輪の周りに

小さなパイプ椅子を置いて支援者を炭火でおもてなし。七輪の中で燃えているのは、川原住民が川原の山から木を伐り出して「みんなで焼いた炭」だ。その温かい炭火で暖を取りながら、この間の話を尋ねていると、目の前を自家製の漬け物や干し芋、あんこ餅やお茶が住民と共に座り込む20人ほどの人々の間を行き交い、まるでピク

### 住民は対抗策で

ニックのような賑やかさだ。



二つの訴訟を提起した。

一つは15年11月に、告示された事業認定の取消訴訟で、争点は、強制収用をするほどの公益性が石木ダムにあるか否かである。

もう一つは工事差止を求める訴訟で、これは17年3月に始まつた。

### ②道路工事

長崎県は付替道路の工事に着手しようとして10年3月から試みてきた。

冒頭で書いた座り込みは、それを阻止すべく地権者らが断続的に続けてきたものだ。初年は「夏になつて猛暑の中をおばあさんたちが座り込み続けるのを見たK建設の社長が『これでは身体を壊してしまう』と県に申し入れてくれて、工事は7月23日に一旦、止まつたんです」(川原住民)。

三にわたつて、先述した強制収用の手続の一貫で、家屋や田畠の測量に入ろうとした。地権者らはこれにも集落につながる小さな一本道を塞いで立ちはだかつた(本誌15年9月18日号参照)。

付替道路工事現場へのゲート前には毎朝20~30人が阻止行動に集まる



「座り込み」参加者が囮む七輪。長崎県は二度目のSLAPPで写真集だけではなく、報道写真も人物特定に使つたため、人物撮影を避けた。表現の自由が縛られる。

### ①強制収用

一つは強制収用手続だ。用地買収に応じない13世帯に、長崎県は2009年に強制収用の手続きを始めた。これに対し地権者らは

その後、同年12月から国土交通省がダム事業検証を行なつてゐる間に、県の動きは止まつてゐた。ダム事業検証は県などへの補助事業を含めたもので、ダム事業の残事を含めたもので、ダム事業の残事を

これに對して県は14年8月7日に、地権者9人を含む23人への「通行妨害禁止処分命令」を裁判所に申し立て、15年3月には、地権者9人他、佐世保市、長崎市、川棚町、西海市からの支援者7人と男性を中心計16人に妨害禁止を命じた。

「その中にはたった1回来ただけの人もいました。それでひるむと思つたんでしょうね。でも私たちはやめんかった」と支援者らは引かない。

県は仮処分の決定までは控えていた工事再開を2ヵ月後に試みたが、「通行妨害禁止」への対抗策で、マスクやサングラスや帽子で、人物が特定できないよう予防策を取つて座り込みを続けた。

住民のいない夜明け前に重機を入れられてしまつたこともあつたが、来る日も来る日もゲート前に陣取つて作業員を入れさせず、ついに16年1月16日に、「工期満了」で業者の契約が切れて、重機を出させてくださいと、県が頼みに来て、工事はささんが（させないが）車両が出て行く間だけゲートを開けさせてやつたとですよ」（地権者）と笑う。

県が再び工事再開に動き始めたのは同年の7月25日。座り込みも再開したが、10月28日になり、石木ダム建設事務所長らが、「昼から通行妨害禁止仮処分命令申立書を裁判所に出しに行く」と言いに来た。今度は、初回の人物を除く地権者の女性5人と支援者14人、計19人だった。

申し立てられた女性は、「ここに立てる人数を減らして、でられんこと（でられないように）する狙

いやろと思う」と冷静に受け取めている。人々にとつて驚きは、むしろ申立書に証拠書類として挿入された写真だった。

「川ガキ」をテーマに写真を撮り続けてきた村山嘉昭カメラマンの

写真集『石木川のほとりにて 13

家族の物語』から無断で4枚がコ

ピーされ、5人の人物特定に使わ

れたの、暮らしを慈しむ姿が映し出さ

れたものだ。制作意図とは真逆に使われたことを知つた村山さんは、

撮影者の意図や思いを無視した長崎県の行為は「行政機関としてあ

るまじき行為だ」と抗議した。

しかし、県はその抗議を無視。

石木ダム建設事務所の浅岡哲彦次

長は筆者に「県の弁護士に相談し

た。裁判の証拠として刊行物を使

う分には問題がない」と述べた。



ゲート前の攻防が7年も続いていることがこの看板からわかる。住民は、権力をあざ笑うかのように、「イガ栗作戦」と称して山の恵みを拾つてゲートに縛り付けている。

## 「SLAPPではない」

反対運動を展開する住民や環境保護団体に対し、行政や企業が訴訟などを提起する」と「SLAPP」

P (Strategic Lawsuit Against Public Participation)」訴訟と言い、日本では、石木ダムの他にも、米軍ヘリパッド（沖縄県高江）や上関原発（山口県）の工事妨害を巡りSLAPPが起きてきた。

実は、SLAPPが起きるのは日本だけの話ではないが、近年、他のアジア諸国では、権力の横暴を抑止する動きが起きている。

昨年秋に大阪で行なわれた環境裁判官が集つたシンポジウムで、筆者は目からウロコが落ちたが、インドネシアでは、09年の環境保護・管理法改正で「適正で健全な環境を求めて闘争する者に対し、刑事や民事訴訟を提起してはならない」とするSLAPP対抗条項が設けられた。また、同シン

ボジウム主催者の1人、大久保規子・大阪大学大学院教授（法学）によれば、フィリピンでも、SLAPPを提起された側がその旨を申し立てる、提起した側がそれがSLAPPではないことを証明しなければならなくなつたと云う。

13世帯は自然豊かに仲良く暮らしたいだけである。その住民を行妨害禁止命令で苦しめる長崎県の行ないは、SLAPPではないか。そう問うと、浅岡次長は「SLAPPとは思っていない」と反論した。

その浅岡次長は前回筆者が取材した人物らの後任にあたる。「ダムが必要」と主張する職員はその言葉で人生や住処が変わるものでもない。一方、1972年に石木ダムの予備調査が開始されて45年、「ここ」で暮らし続けたい」と願う住民たちはその思いを遂げるため、闘つしかない。この1年半の間に

も、座り込みを日課にしていたおばあさんたちが亡くなつたり、体調を崩したりして、参加できなくなつていて。一体、誰のための県行政か。県職員や政治家たちはもう一度、理性と情で考えるべきだ。

写真撮影／まさのあつこ

まさのあつこ・ジャーナリスト。著書に「水資源開発促進法・立法と公私事業（築地書館）」「あなたの隣の放射能汚染ゴミ」（集英社新書）ほか。